

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求に係る審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和4年8月1日付けで、処分庁である南島原市長（以下「処分庁」という。）に対し、公文書開示請求を行ない（以下、上記公文書開示請求の書面を「本件開示請求書」という。）、これに対し、処分庁は、同月12日付けで公文書部分開示決定処分（南島原市指令4南管第190号。以下「本件処分」という。）を行なった。そこで、審査会は、本件処分に対し、以下のとおり判断する。第1に、設置者を訪問した際の公用車使用簿については、開示決定をすべきである。第2に、法定外公共物管理に係る事務マニュアルの一つである南島原市道路占用料等の額の減免に関する取扱い要領（案）（以下「要領（案）」という。）については、現段階で開示すると不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められ、南島原市情報公開条例第7条第4号に該当すると判断できるため、現段階では不開示とすべきであるものの、公文書部分開示決定通知書中の「開示しない理由が消滅する期日」欄に開示できる期日等（完成予定日が未定の場合はその旨）を記載して請求人に対して通知すべきである。第3に、その余の処分については妥当である。

2 請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

処分庁が公文書部分開示決定通知書で特定した文書は、請求人が開示請求で求めたすべての文書ではない。そのため、処分庁には、請求人が求める全ての文書について開示、不開示を示していない不作為がある。そこで、請求人は、その不作為に対し、審査請求したものである。

(2) 審査請求の理由

請求人は審査請求を行う理由として、以下のとおり述べている。

- ア 設置者を訪問した際の記録について、監査結果の報告に記載された勧告に対する一連の経過や顛末を含め、全く記録がないのは不自然である。
- イ 法定外公共物占用許可及び免除の決定について、監査結果の報告に記載された勧告に対する一連の経過や顛末を含め、開示された公文書以外に作成している公文書があるのではないか。
- ウ 法定外公共物管理にかかる事務マニュアル又は内規に関する書類及び経過等の記録について、一連の決議に関する過程文書がないのは不自然である。
- エ 法定外公共物占用許可及び免除について、長崎縣市町村行政不服審査会が令和4年1月28日付答申書(答申番号:令和3年度(処分)答申第2号)の「第5 審査会の結論」で述べた「行政手続法に則った審査基準等を精査していただき、問題点の改善を図っていただきたい」に対応し、改善を行った一連

の過程に関する文書や関連文書があるのではないか。

オ 令和4年4月7日付監査結果の報告の「第4監査の結果」の「5 意見」で「勧告内容の措置に留まらず、法定外公共物にかかる事務マニュアル及び占有物件に対する取扱規定の整備を早急に図られたい。条例に基づき、各種申請書にかかる市長の裁量権の行使を行う場合は、これらの制約、目的等に合致したうえで裁量権を行使することが市民に理解されるものとする。行政不服審査における県審査会の苦言を真摯に受け止め、今後、不透明な行政手続きが行われることがないように、法令を遵守した事務の徹底に努められたい」と記載された南島原市監査委員からの苦言について、改善を行った一連の過程に関する文書や関連文書があるのではないか。

3 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、令和4年10月24日付の弁明書を要約すれば、以下のとおりである。

公文書部分開示決定とした理由について

請求人は、文書が存在しないことを不自然であると述べている。しかし、処分庁は、住民監査請求による是正措置の勧告内容に基づき、かつ、南島原市法定外公共物管理条例に沿った手続で、「法定外公共物占有許可申請」及び「法定外公共物占有許可」を行っているところ、請求人が求める文書については条例で求められていないため、作成していない。

4 公文書の不存在について

請求人は、本件処分で公開されていない公文書の存在を主張する。これに対し、処分庁は、対象公文書を保有していないと主張する。そこで、審査庁は、お互いが主張する公文書が同じものか否か確認するため、請求人に対し、開示されていないとする公文書について文書による意見聴取を行い、その上で、請求人が開示されていないとする公文書について、処分庁に対し、意見聴取を行った。

(1) 請求人への意見聴取について

請求人が求める公文書のうち開示されていないとするものは、次のとおりである。

- ア 法定外公共物占有許可に係る訪問記録
- イ 法定外公共物占有許可に至る参考資料
- ウ 法定外公共物占有許可に至るまでの当時の資料見直し
- エ 法定外公共物占有許可に係る備忘録
- オ 法定外公共物占有許可に係るその他の記録
- カ 法定外公共物占有許可に係る個人的なメモの使用後処分や削除の記録
- キ 法定外公共物管理に係る事務マニュアル
- ク 長崎県市町村行政不服審査会の答申（令和4年1月28日付け）に対応した文書
- ケ 監査結果の報告（令和4年4月7日付け）についての記録
- コ 法定外公共物占有許可に係る土地改良区との話し合いの記録

- サ 法定外公共物占用許可に係る島原振興局との話し合いの記録
- シ 監査対応のための基礎資料
- ス 法定外公共物占用許可に係る公図等の発行手数料に関する記録

(2) 処分庁への意見聴取について

審査庁が処分庁への意見聴取において確認した内容は次のとおりである。

- ア アからケまでの公文書について、作成をしていないため不存在である。
- イ コからスマまでの公文書について、本件開示請求書に記載がないものであり、審査請求の対象外である。

5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- (1) 令和5年5月31日 諮問の受理
- (2) 同年8月1日 審査会（審査）
- (3) 同年8月18日 審査会（審査）
- (4) 同年9月22日 答申

6 審査会の判断

(1) 本件処分の違法性について

請求人は、令和4年9月5日付け本件審査請求書において、本件処分の不作為を主張しているため、この点について以下検討する。

(2) 不存在理由の根拠

処分庁は、公文書を作成していないことを文書が存在していない理由として挙げている。

(3) 請求人のその余の主張

請求人は、前記(1)の本件審査請求書において、本件開示請求書に記載のない公文書について言及している。しかし、当該主張は、本件処分の審査の対象ではない。よって、この点については検討しない。

(4) 職員が作成した文書等の調査について

審査会は、南島原監査委員の「監査結果の報告」があった令和4年4月7日から請求人が本件開示請求書を提出した同年8月1日までの期間に、処分庁の職員が作成した文書等(以下のアからエまで)について調査を行った(以下「本件調査」という。)

ア 書類

- (ア) 開示等の検討を行っていない公文書又は個人的なメモ
- (イ) 法定外公共物占用許可に係る取扱い要領(調整中のものを含む)
- (ウ) 設置者を訪問した際の公用車使用簿

イ 担当者等のメール

- 送受信のメール（送受信した記録（ログ）を含む）
- ウ 電磁的記録
開示等の検討を行っていない電磁的記録
- エ その他
対象期間に含まれる上記以外の書類又は電磁的記録

(5) 本件処分の妥当性

審査会は、前記4(1)の請求人が求める公文書のうち、開示されていないとするアからスまでの公文書について、以下のとおり処分の妥当性を判断した。

ア 「ア 法定外公共物占用許可に係る訪問記録」とは、当該許可に係る申請者を訪問した際の記録のことである。

この記録について、本件調査を行ったところ、前記(4)ア(ウ)に関する、設置者を訪問した記録の一部と考えられる公用車使用簿が存在した。よって、当該文書については、開示決定をすべきである。

他に、関係する文書等の存在は確認できなかった。

イ 「イ 法定外公共物占用許可に至る参考資料」とは、法定外公共物占用許可決定通知書（令和4年5月24日付け南島原市指令4南管第91号）の参考資料（当時の資料及びその他の記録を含む）のことである。

この記録について、本件調査を行ったところ、開示した資料以外には文書等の存在が確認できなかった。よって、処分庁が、開示した文書以外を不存在とした判断は妥当である。

ウ 「ウ 法定外公共物占用許可に至るまでの当時の資料見直し」、「エ 法定外公共物占用許可に係る備忘録」及び「オ 法定外公共物占用許可に係るその他の記録」について、本件調査を行ったところ、記録、備忘録及びその他の記録の存在を確認することはできなかった。よって、処分庁が、開示した文書以外を不存在とした判断は妥当である。

エ 「カ 法定外公共物占用許可に係る個人的なメモの使用後処分や削除の記録」について、本件調査を行ったところ、全ての調査において個人的なメモの存在が確認できなかった。よって、処分庁が、開示した文書以外を不存在とした判断は妥当である。

オ 「キ 法定外公共物管理に係る事務マニュアル」について、本件調査を行ったところ、監査結果の報告があった令和4年4月7日から検討を開始していた要領（案）の存在が確認できた。

ところが、現段階で要領（案）を開示すると、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。そのため、要領（案）は、南島原市情報公開条例第7条第4号に該当すると判断でき、現段階では要領（案）を開示とする。しかし、要領（案）については、将来は開示が可能と考えられるため、現段階においても、公文書部分開示決定通知書中の「開示しない理由が消滅する期日」欄に、開示できる期日等（完成予定日が未定の場合はその旨）を記載して請求人に対して通知すべきである。

(6) その他

前記4(1)中の「ク 長崎県市町村行政不服審査会の答申(令和4年1月28日付け)に対応した文書」、「ケ 監査結果の報告(令和4年4月7日付け)についての記録」、「コ 法定外公共物占用許可に係る土地改良区との話し合いの記録」、「サ 法定外公共物占用許可に係る島原振興局との話し合いの記録」、「シ 監査対応のための基礎資料」及び「ス 法定外公共物占用許可に係る公図等の発行手数料に関する記録」については、本件開示請求書に記載がないため、審査請求の対象外であり、不適法である。

なお、処分庁は上記「ク 長崎県市町村行政不服審査会の答申(令和4年1月28日付け)に対応した文書」及び「ケ 監査結果の報告(令和4年4月7日付け)についての記録」については、前記4(2)で不存在としているが、当該文書については本件開示請求書に記載がないため、前段のとおり審査請求の対象外であり、不適法であるとした。

(7) 以上の検討の結果、「1 審査会の結論」のとおり判断したが、以下のとおり、審査会としての意見を付言する。

処分庁は、本件開示請求書の提出があった際には、請求人に対し、補正を求めている。それにもかかわらず、審査庁が、請求人に対し、令和5年1月20日付け「審査請求書の補正について」を通知した際、その通知書の中で、期限までに補正しないときは審査請求書を却下することがある旨記載することは、行政不服審査法の運用としては、不適切といえる。

以上

(参考)

南島原市情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名
有 田 洋 史	長崎県人権擁護委員連合会 事務局長
伊 東 讓 二	長崎県弁護士会 弁護士
藤 野 美 保	総務省行政相談委員 (元長崎県職員)
山 田 貴 己	長崎新聞社 取締役編集局長
横 山 均	長崎県立大学 教授